

第1章 特集「地域における犯罪被害者支援」

1 地方公共団体における取組の現状

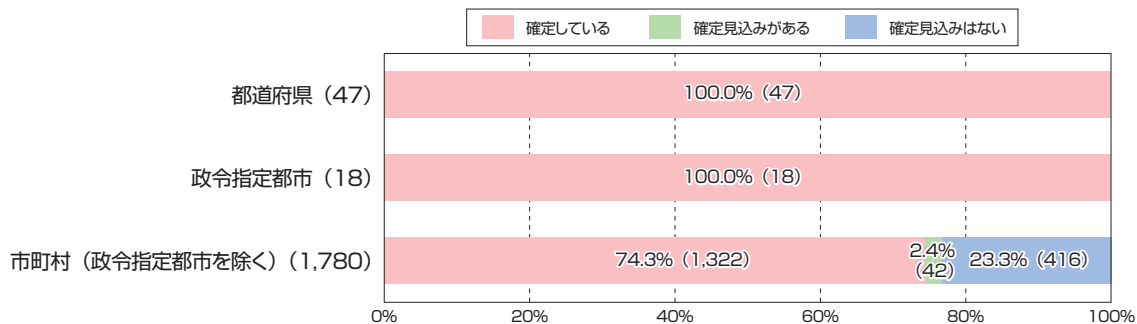
○ 担当部局の確定状況・総合的対応窓口の設置状況

・ 犯罪被害者等施策を担当する部局の確定状況

犯罪被害者等施策を担当する部局につ

いては、都道府県・政令指定都市ではすべて確定しており、政令指定都市を除く市町村（東京都特別区を含む。以下同じ。）では74.3%（1,322市町村）が確定している。（平成21年6月1日現在）

犯罪被害者等施策を担当する部局の確定状況

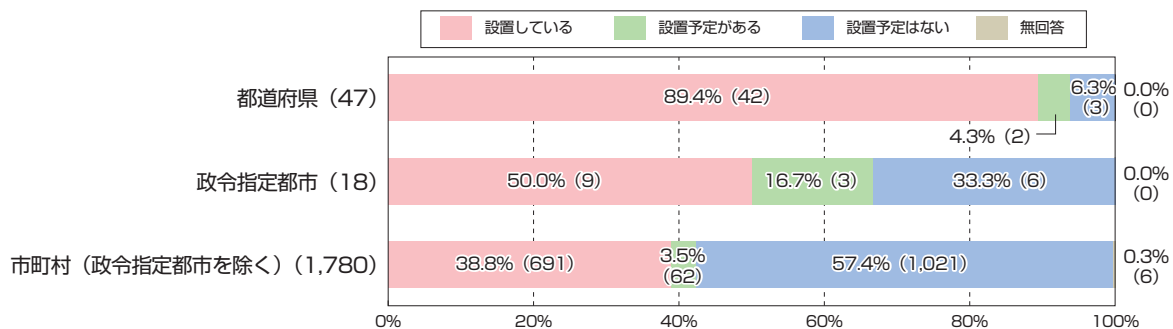


・ 犯罪被害者等からの総合的な対応窓口の設置状況

犯罪被害者等からの相談や問い合わせに対応する総合的な窓口を設置、又は設

置予定の団体は、都道府県では93.7%、政令指定都市では66.7%、市町村では42.3%である。（平成21年6月1日現在）

犯罪被害者等に対する総合的な対応窓口の設置状況

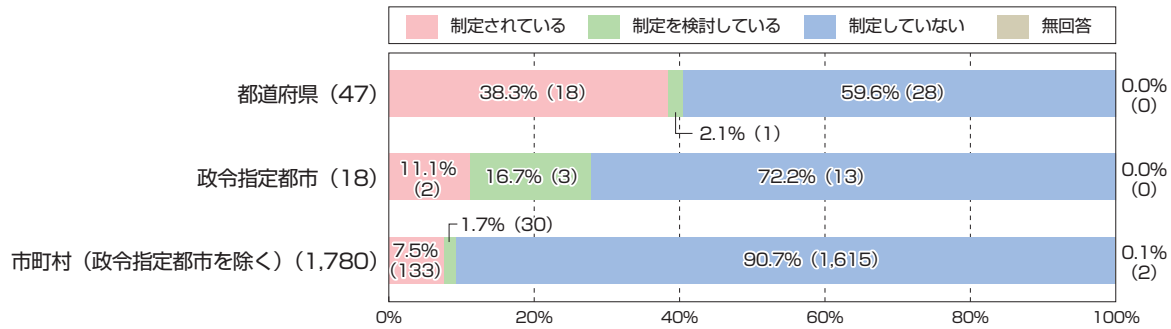


○ 条例の制定状況

・ 地方公共団体の中には、犯罪被害者等基本法、国の基本計画の策定を受け、総合的に施策を推進する観点から自主的に条例の制定を図る団体が出てきている。犯

罪被害者等施策に関する規定を含む条例を制定している団体は、都道府県では18団体（38.3%）、政令指定都市では2団体（11.1%）、市町村では133団体（7.5%）である。（平成21年6月1日現在）

犯罪被害者等施策に関する規定を含む条例の制定状況



- ・犯罪被害者等に特化した条例（総合的な支援条例や犯罪被害者等に対する見舞金支給条例）を制定しているのは、都道府県が2団体（宮城県：宮城県犯罪被害者支援条例、神奈川県：神奈川県犯罪被害者等支援条例）、政令指定都市はなし、市町村では57団体である。

○ 各種取組状況

・（経済的支援に関する取組）

犯罪被害者等に見舞金等を支給する制度は43市町村で導入されている。見舞金の額や支給要件は市町村により様々であるが、遺族見舞金30万円、傷害見舞金（加療1ヶ月以上を対象とする）10万円とする例が多い。（平成21年6月1日現在）

・（居住の安定に関する取組）

犯罪被害者等に対して公営住宅への優先入居等の特別な配慮を行う制度を設けている地方公共団体は、都道府県で36団体、政令指定都市で5団体、市町村で45団体（合計86団体）である。（平成21年6月1日現在）

・（その他）

その他、転居費用や家賃の補助をしているのは、都道府県で1県、政令指定都市はなし、市町村では2団体である。また、家事・育児支援が8市町村で行われている。

○ 地方公共団体による先進的な取組事例

・神奈川県

神奈川県では、平成21年6月に、「かながわ犯罪被害者サポートステーション」を

開設した。同サポートステーションでは、県、警察及び民間支援団体（特定非営利活動法人神奈川被害者支援センター）の三者が一体となった窓口を設置し、犯罪被害者等から相談を受けた後、この三者で構成される支援調整会議において、今後どのような支援を行うかにつき、速やかに協議して決め、犯罪被害者等のニーズにすぐに対応することとしている。

かながわ犯罪被害者サポートステーション



支援調整会議



・大阪府摂津市

大阪府摂津市では、見舞金（遺族見舞金30万円、傷害見舞金10万円）の支給のほか、

転居費用の補助、刑事裁判へ被害者が参加する際に要する旅費の補助等を行っている。

大阪府摂津市作成犯罪被害者支援パンフレット

主な支援の内容

4 家賃等を補助します。

故意による犯罪行為により、被害者等が従来の住居に居住することが困難となった場合、新たに入居する賃貸住居の家賃及び敷金等を補助します。

■ 支援の対象者は次のいずれにも該当する方です。

- (1) 犯罪が発生した時点から、引続き市内に住所を有している方
- (2) 日本国内等で発生した犯罪行為により死亡された方と生計を一にしていた同居の親族又は傷害(医師の診断により全治1ヵ月以上の加療を要するもの)を被った方若しくはその方と生計を一にしている同居の親族
- (3) 警察署へ被害届を出しているなど客観的に被害者であることが確認できる方

■ 補助の内容は次のとおりです。

- (1) 家 賃
○生活保護法に定める住宅扶助基準以内の額で賃貸契約日から6ヵ月以内
- (2) 敷金等(超過しに要する費用を含む。)
○20万円を限度

5 就業の支援を行います。

地域就労支援センターを通じて、雇用の安定を図るため犯罪被害者等が抱えている状況について事業主に理解を求めるなど、ハローワーク等関係機関とも連携を図りながらサポートします。

6 裁判参加旅費を補助します。

裁判所の許可を得て裁判に参加し、被害に賛同や意見を述べる場合の旅費を補助します。

○3万円を限度

犯罪被害者支援相談窓口

警察の総合相談	
06-6941-0030 (プッシュ回線専用) #9110	
犯罪被害者支援ダイヤル	
(法テラス) 日本司法支援センター	0570-079714
性犯罪被害	
府警 ウーマンライン	06-6941-0110
少年相談	
府警 グリーンライン	06-6772-7867
スニーカー相談	
府警 スニーカー110番	06-6937-2110
暴力団相談	
府警 暴力団相談110番	06-6941-1166
DV相談	
大阪府女性相談センター	06-6949-6022
ドーンセンターDV相談	06-6946-7890
吹田子ども家庭センター	06-6380-0049
児童虐待	
府警 チャイルド・レスキュー110番	06-6943-7076
吹田子ども家庭センター	06-6389-3526
電話相談付添サービス	
NPO法人 大阪被害者支援アドボカシーセンター	06-6774-6365

犯罪の被害にお悩みの方へ

犯罪被害者等支援



少しでも早く
平穏な生活が回復できるよう
応援します

摂津市生活環境部自治振興課

〒566-8555
摂津市生島一丁目1番1号(市役所新館2階)
TEL: 06-6383-1111(大代表)
TEL: 072-638-0007(内 表)
FAX: 06-6381-8505

制度の趣旨

犯罪被害に遭われた方やその親族の多くは、命を奪われたり、傷つけられたりする直接的被害だけでなく、被害後に発生する賠償金や中傷やうわさ、プライバシーの侵害などによる精神的な苦痛や経済的負担にも苦しめられるなど、二次的な被害を受けることとなります。

こうした現状から国においては、平成16年に「犯罪被害者等基本法」が制定され、犯罪被害者等の権利利益の保護を図ると同時に、国、地方自治体及び国民の責務が明記されました。

そこで摂津市では、犯罪被害者とその家族、親族が一日でも早く平穏な日常生活ができるよう支援するため、「摂津市犯罪被害者等支援条例」を制定して平成20年7月1日から総合的な支援を行っています。

犯罪は日々発生しており、市民の誰もが被害者となる可能性があることから、市としても市民の安全安心のまちづくりに取り組みであります。不幸にして犯罪に遭われた被害者等が平穏な生活に向け自立して行くためには、地域の皆さまの温かい支援が必要です。

皆さまのご理解とご協力をお願いします。

主な支援の内容

1 相談・情報提供などを行います。

■ 支援対象者
犯罪被害に遭われた市内に在住、在勤、在学の方で、警察に被害届を出しているなど、客観的に被害者であることが確認できる方です。

■ 支援の内容
相談窓口において、相談員が面接又は電話による相談に応じるほか、必要な情報提供などを行います。

＜犯罪被害者等相談窓口＞
専用電話: **06-6383-1133**
受 付: 月～金(年末年始・休日を除く)
午前9時～午後4時
場 所: 摂津市役所新館2階 自治振興課内

2 見舞金を支給します。

■ 故意による犯罪行為により、被害を被った方又はその遺族で、次のいずれにも該当する方には見舞金を支給します。

- (1) 犯罪が発生した時点において摂津市に住所を有していた方
- (2) 日本国内等で発生した犯罪行為により死亡した方の遺族又は傷害(医師の診断により全治1ヵ月以上の加療を要するもの)を被った方
- (3) 警察署へ被害届を出しているなど、客観的に被害者であることが確認できる方

■ 見舞金の種類及び支給する額は次のとおりです。

- (1) 遺族見舞金……30万円
- (2) 傷害見舞金……10万円

3 日常生活の支援を行います。

故意による犯罪行為により、介護、家事、保育が必要になった場合にはホームヘルパーを派遣します。

■ 支援の対象者は次のいずれにも該当する方です。

- (1) 犯罪が発生した時点から、引続き市内に住所を有している方
- (2) 日本国内等で発生した犯罪行為により死亡された方と生計を一にしていた同居の親族又は傷害(医師の診断により全治1ヵ月以上の加療を要するもの)を被った方若しくはその方と生計を一にしている同居の親族
- (3) 警察署へ被害届を出しているなど客観的に被害者であることが確認できる方

■ 支援の内容は次のとおりです。
期間はいずれも原則として6ヵ月以内です。

- (1) 介護に関すること…
利用料 ○ 30分単位で200円
- (2) 家事に関すること…
利用料 ○ 30分単位で100円
- (3) 保育に関すること…
利用料 ○ 30分単位で100円

2 地方公共団体における取組の充実に向けて

○ 主管課室長会議を通じての要請

内閣府においては、都道府県・政令指定都市に対して、主管課室長会議の開催を通じ、犯罪被害者等からの問い合わせや相談があった場合の総合的対応窓口の設置などを要請している。

主管課室長会議



○ 地方公共団体の職員向け研修の実施

地方公共団体の取組については、先進的な取組を行っている団体からそうでない団体まで開きがあるのが実態である。内閣府においては、先進事例の情報提供や地方公共団体の職員向け研修会の開催などにより、地方公共団体の取組が促進されるように支援している。

犯罪被害者等施策ブロック研修会
(地方公共団体職員研修)



○ ハンドブック・モデル案の作成

途切れない支援を実現するため、被害者支援等を担当する関係機関・団体が相互に連携し一体となって被害者の支援を行う際の手助けとなる被害者支援ハンドブック・モデル案を内閣府において作成した。これを踏まえて、各地域の実情を踏まえて、都道府県レベルでのハンドブックの作成が進んでいる。

犯罪被害者支援ハンドブック・モデル案

